

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月11日提出
【計算期間】	第7期計算期間（自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日）
【ファンド名】	S G 為替参照ファンド2006 - 03
【発行者名】	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 青木 章人
【連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【電話番号】	03-3660-5102
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドはソシエテ ジェネラルの完全子会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ（以下「SGA」ということがあります。）が発行する社債（エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債、以下「SGA債」といいます。）に主に投資することによって、金利収入の獲得および米ドル/円為替レートが一定水準以上の円高にならない場合の償還益の獲得を目指します。またSGA債は、あらかじめ決められた評価日において、米ドル/円為替レートが一定水準以上の円安となった場合には早期償還されます。この場合はファンドも早期償還されます。

SGA債に関しましては、後述の2 投資方針（1）投資方針 運用方針の「SGA債」および 参考情報 の「SGA債の概要」をご参照ください。

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセットマネジメントを「SGAM」と表示することがあります。

ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ	SGA
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント （本社・フランス パリ）	SGAM
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 （本社・日本 東京）	SGAM ジャパン

ファンドの基本的性格

ファンドは単位型投信 / 海外 / その他資産（通貨） / 特殊型（条件付運用型）に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「（2）ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型投信	内外	その他資産（通貨）	ETF	特殊型（条件付運用）
		資産複合		

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産（通貨）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもののうち、通貨の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型 （条件付運用型）	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもののうち、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載のあるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデック ス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル				
一般 大型株						
中小型株	年 2 回	日本			日経225	ブル・ベア 型
債券		北米				
一般 公債 社債	年 4 回	欧州	ファミリー ファンド	あり ()		条件付運用型
その他債券	年 6 回	アジア				
クレジット 属性 ()	(隔月)	オセアニア			TOPIX	ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
不動産投信	年 1 2 回 (毎月)	中南米				
その他資産 ()		アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし		
	日々	中近東（中東）			その他 ()	その他

資産複合 ()						()
資産配分固定 型	その他	エマージング				
資産配分変更 型	()					

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は300億円です。

ファンドの特色

毎年の分配金と条件付元本103%確保



1 条件付 元本103%確保!

- 観測期間^{※1}中、参照為替レート^{※2}が一度も判定水準^{※3}以下（「当初為替^{※4}-25円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合、元本103%を確保して、満期償還されます。
 - 観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下（「当初為替-25円」と同水準またはそれより円高）になった場合、米ドル/円為替レートに連動した償還となります。
- （注）この場合、投資元本を下回る場合があります。

2 年2回の決算日に一定の分配金の支払い!

- 償還まで年2回の決算日に、1年目5.3%、2年目1.8%、3年目1.0%、4年目以降0.5%の分配金（各年率・税引前）が支払われる予定です。
- 決算日は毎年3月20日と9月20日です（休業日の場合は翌営業日）。ただし、第一期決算日は2006年9月20日です。

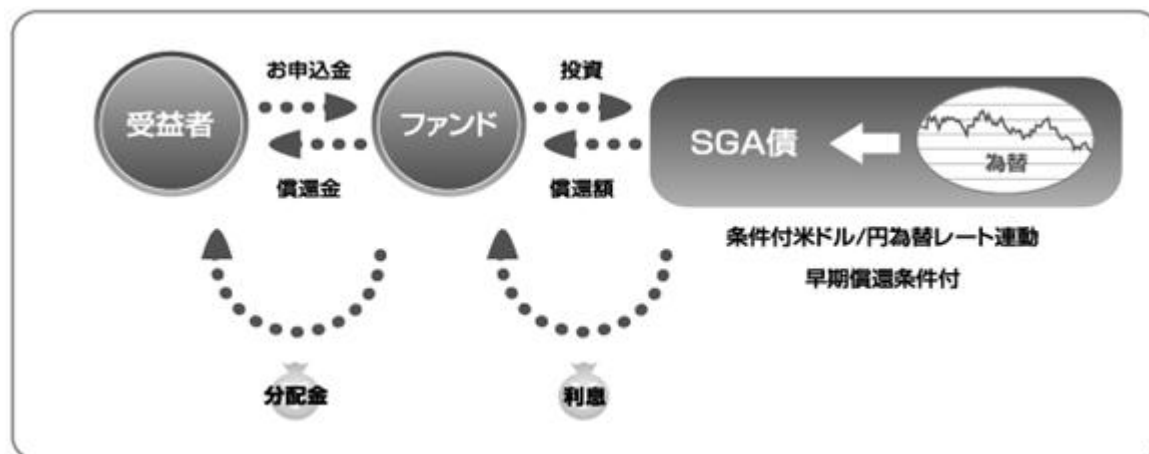
3 3円の円安で早期償還!

- 期中評価日^{※5}の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）が早期償還条件水準^{※6}以上（「当初為替+3円」と同水準またはそれより円安）になった場合は元本103%を確保して、早期償還されます。
- 判定水準以下になった後でも、期中評価日に早期償還条件水準以上になった場合は元本110%を確保して、早期償還されます。

※1 観測期間	SGA債の発行日（2006年3月22日）から計算日（2013年3月7日）まで	
※2 参照為替レート	ワールド・ワイド・マーケットにおける米ドル/円為替レート（為替取引は世界の主要市場において24時間行われており、SGA債の計算代理人であるソシエテ ジェネラルによって確認されます。）	
※3 判定水準	当初為替 -25円	
※4 当初為替	ファンド設定日（2006年3月10日）の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）	
※5 期中評価日	初回期中評価日は設定日から約1年後、以降6ヵ月ごとになります（したがって当初約1年間は早期償還されません）。	
	2006年1月27日現在では、以下の予定となっております。なお、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。	
	2007年2月26日	2007年8月24日
	2008年2月27日	2008年8月27日
	2009年2月26日	2009年8月26日
	2010年2月26日	2010年8月25日
	2011年2月25日	2011年8月24日
	2012年2月27日	2012年8月24日
※6 早期償還条件水準	当初為替+3円	

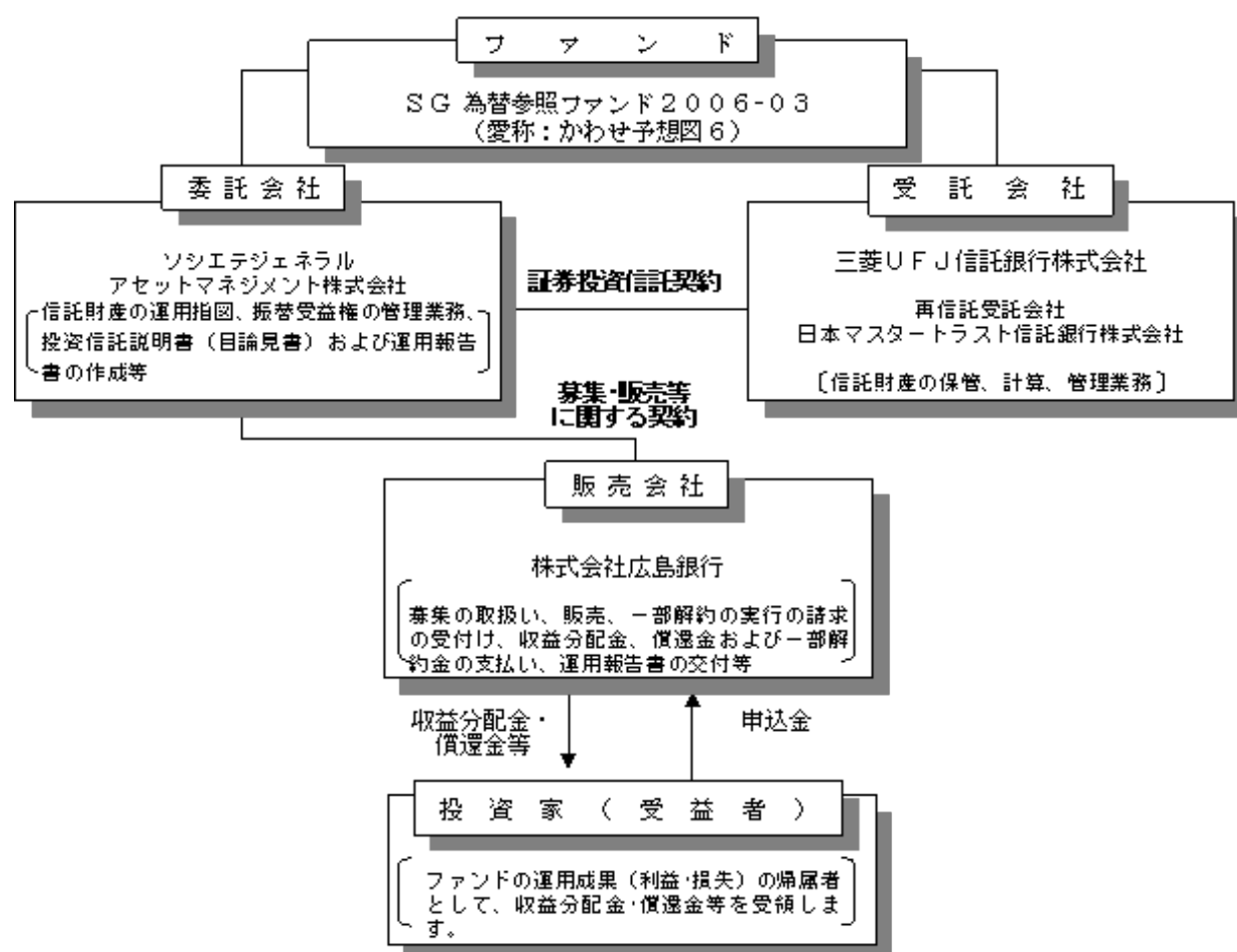
(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約 （信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）
資本の額	12億円

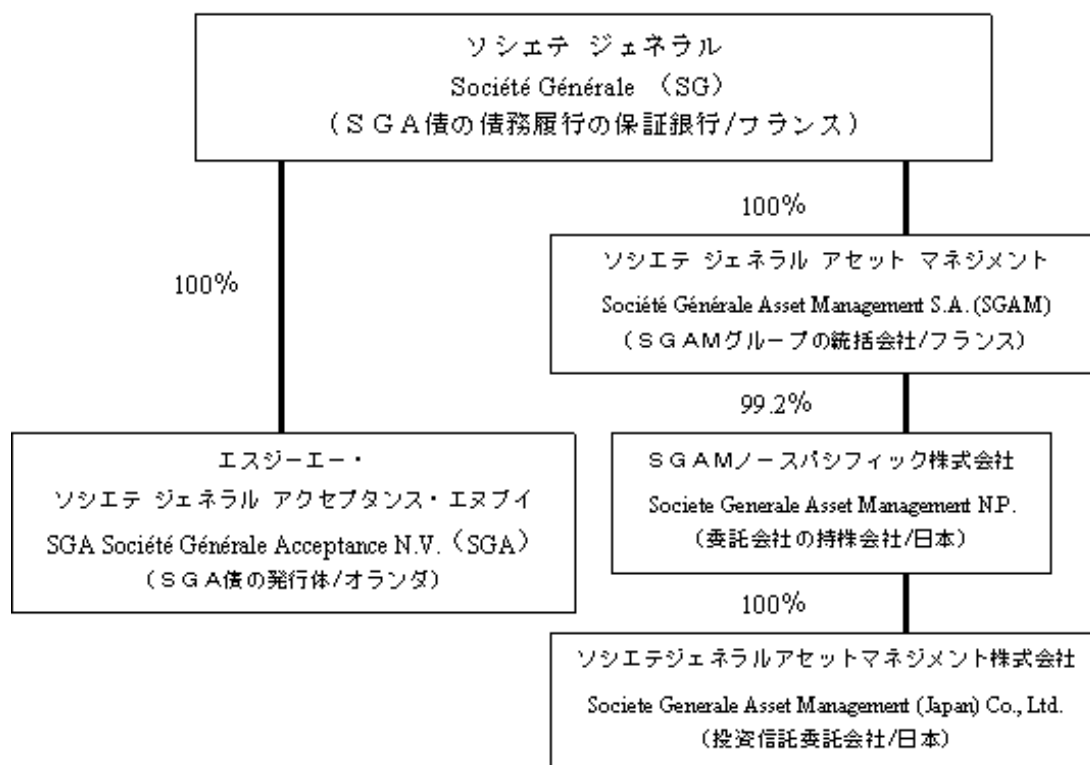
有価証券報告書（内容）

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる (現・SGAMノースパシフィック株式会社)		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
大株主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の状況	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

参考

ファンドにおける関係会社の資本関係



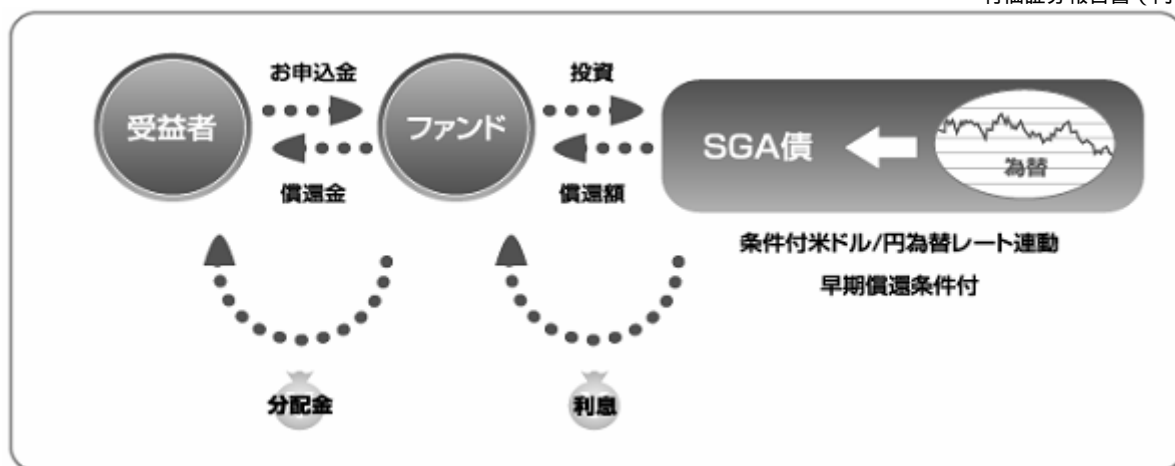
※図中の配分率表示で示してある数字はそれぞれ上に記された会社への出資比率です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

ファンドは原則として、ソシエテ ジェネラルのグループ会社であるエスジーイー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌブイが発行する社債、「SGA債」を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。



SGA債

発行体：エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ
(SGA Société Générale Acceptance N.V.)

- ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。ソシエテ ジェネラルがその債務履行を保証します。

債券の種類：ユーロ円建て・利付債券満期 約7年

- 「SGA 債」はユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム にもとづき発行される社債です。
- 「SGA 債」の利息収入は信託報酬等を差引いた後、ファンドの分配金にあてられます。
ミディアム・ターム・ノート・プログラムとは、社債発行を予定している発行者が、あらかじめ起債条件の範囲、起債関係人との関係を包括的に定め、契約書や目論見書を作成しておくことによって、継続的な社債発行を機動的にできるようにした契約のことをいいます。このプログラムに基づいてユーロ市場で発行される社債のことをユーロ・ミディアム・ターム・ノートといいます。

債券の性格

早期償還される場合

- 期中評価日の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）が、早期償還条件水準以上（「当初為替 + 3 円」と同水準またはそれより円安）になった場合、元本103%を確保して早期償還されます。
- 観測期間中に参照為替レートが、一度でも判定水準以下（「当初為替 - 2 5 円」と同水準またはそれより円高）になった後で早期償還条項が適用された場合は、元本110%を確保して早期償還されます。

満期償還される場合

- 早期償還されなかった場合で、観測期間中、参照為替レートが、一度も判定水準以下（「当初為替 - 2 5 円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合、元本103%を確保して満期償還されます。
- 早期償還されなかった場合で、観測期間中、参照為替レートが、一度でも判定水準以下（「当初為替 - 2 5 円」と同水準またはそれより円高）になった場合、米ドル/円為替レートに連動した償還（元本100% × 計算日為替 ÷ 当初為替）となります。

この場合、償還額は投資元本を下回る場合があります。

計算日為替：計算日（2013年3月7日）の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）

参考情報

SGA債の概要

当ファンドが主に投資するSGA債の概要は以下のとおりです。

形態：ユーロ・ミディアム・ターム・ノート（ユーロ円建利付社債）
発行日：2006年 3月22日
償還日：2013年 3月14日
利払日：年2回（原則として下記の日程で利払いを行います。）

2006年 9月13日	2007年 3月14日
2007年 9月13日	2008年 3月14日
2008年 9月16日	2009年 3月16日
2009年 9月15日	2010年 3月16日
2010年 9月14日	2011年 3月15日
2011年 9月13日	2012年 3月14日
2012年 9月13日	2013年 3月14日

計算日 : 2013年 3月 7日

観測期間 : S G A 債の発行日から計算日まで（2006年 3月22日から2013年 3月 7日）

期中評価日 : 次に定められたとおりです。ただし、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。

2007年 2月26日	2007年 8月24日
2008年 2月27日	2008年 8月27日
2009年 2月26日	2009年 8月26日
2010年 2月26日	2010年 8月25日
2011年 2月25日	2011年 8月24日
2012年 2月27日	2012年 8月24日

当初為替 : 当ファンド設定日（2006年3月10日）の東京時間午後 3 時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）

参照為替レート : ワールド・ワイド・マーケットにおける米ドル/円為替レート（世界の主要市場において S G A 債の計算代理人であるソシエテ ジェネラルが確認した米ドル/円為替レート）

判定水準 : 当初為替 - 2 5 円

早期償還条件水準 : 当初為替 + 3 円

償還価格 : S G A 債は、以下の条件に従って償還価格が決定します。

（１）観測期間中、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替 - 2 5 円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合
償還価格 = 1 券面額 × 103%

（２）観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下（「当初為替 - 2 5 円」と同水準またはそれより円高）になった場合
償還価格 = 1 券面額 × 100% × 計算日為替 ÷ 当初為替

早期償還条項 : 期中評価日の東京時間午後 3 時の参照為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）が、早期償還条件水準以上（「当初為替 + 3 円」と同水準またはそれより円安）となった場合、当該評価日以降に到来する最初の利払日に、以下の条件に従って早期償還されます。S G A 債が早期償還された場合、当ファンドも当該計算期間終了日に早期償還されます。

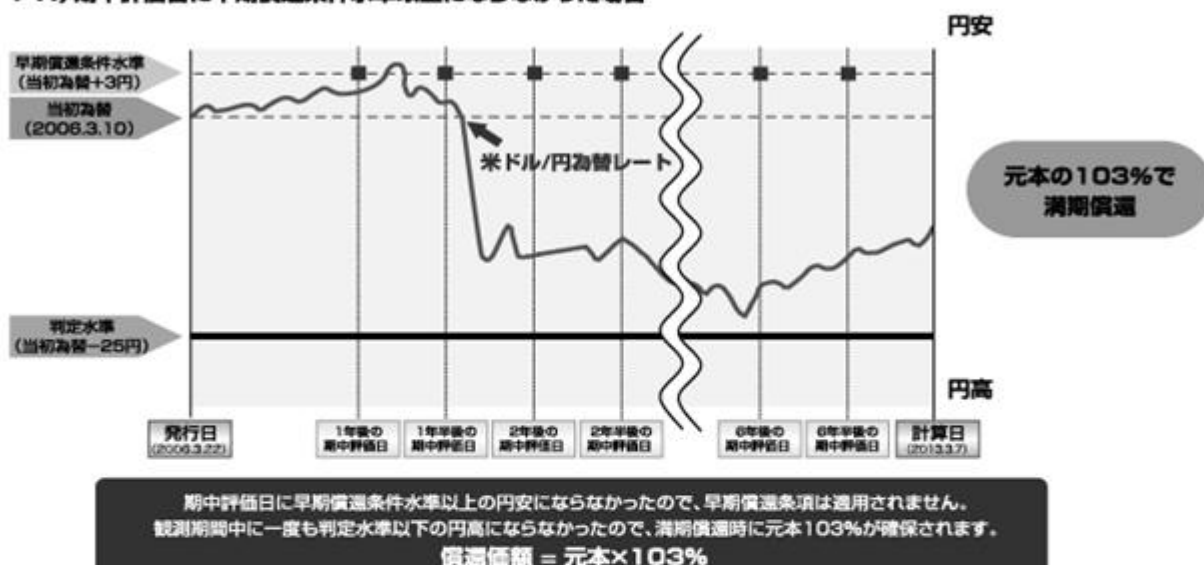
（１）観測期間中、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替 - 2 5 円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合。
償還価格 = 1 券面額 × 103%

（２）観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下（「当初為替 - 2 5 円」と同水準またはそれより円高）になった後に、早期償還条項が適用された場合。
償還価格 = 1 券面額 × 110%

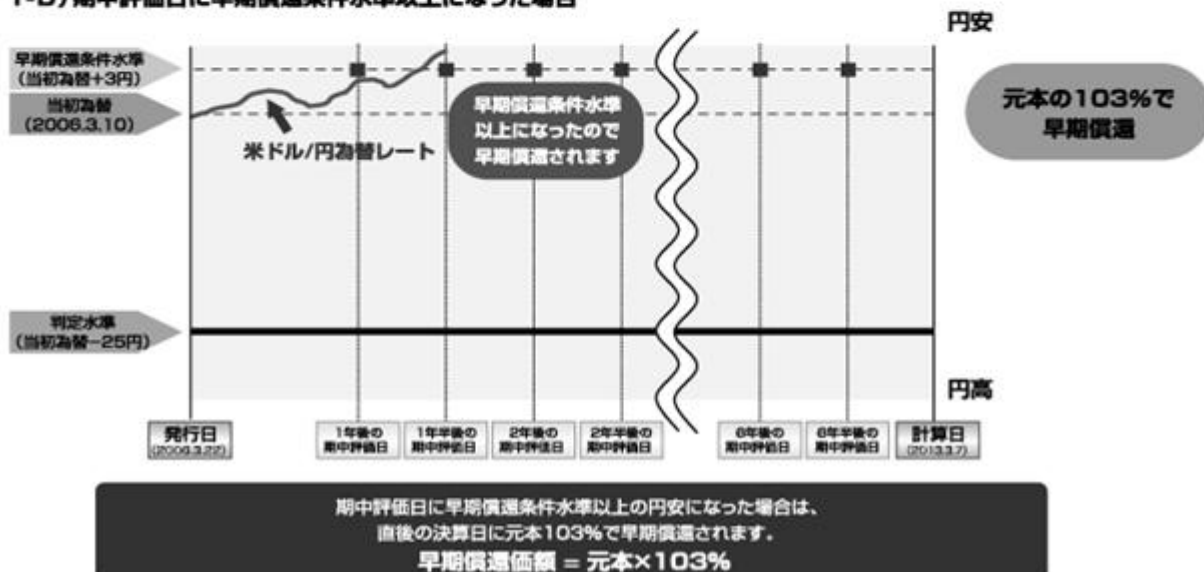
米ドル/円為替レートの推移と償還の例(イメージ)

例1 観測期間中、参照為替レートが一度も判定水準以下にならなかった場合

1-A) 期中評価日に早期償還条件水準以上にならなかった場合

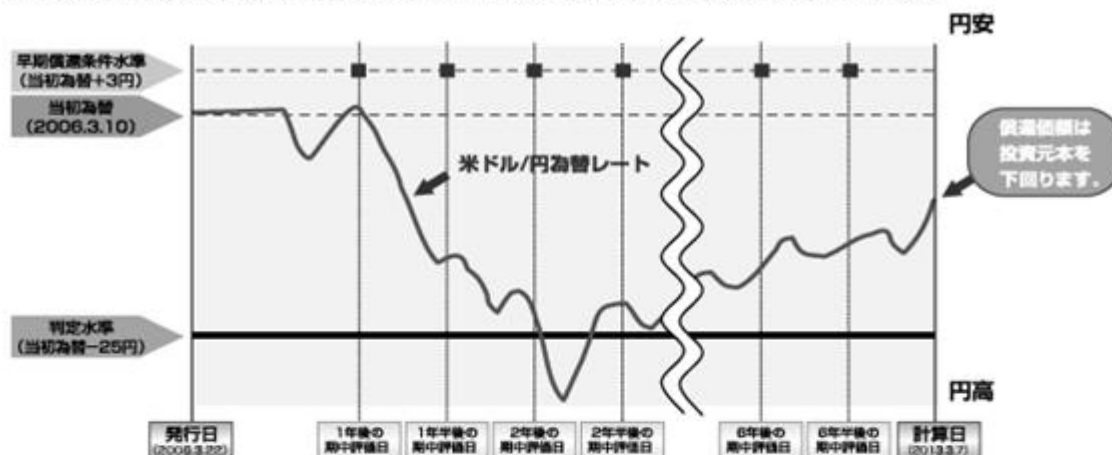


1-B) 期中評価日に早期償還条件水準以上になった場合



例2 観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下になった場合

2-A) 期中評価日に早期償還条件水準以上にならず、計算日為替が当初為替を下回った場合



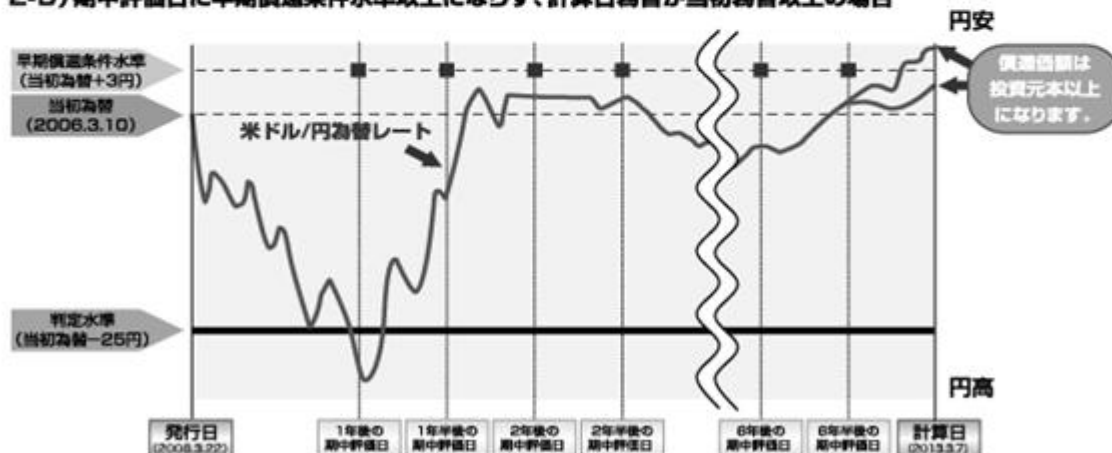
期中評価日に早期償還条件水準以上の円安にならなかったため、早期償還条項は適用されません。

観測期間中に一度でも判定水準以下の円高になったので、満期償還時には、米ドル/円為替レートに連動した額が支払われます。

$$\text{償還価額} = \text{元本} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替}}{\text{当初為替}}$$

※ 計算日為替が当初為替を下回った（当初為替より円高だった）ので、償還額は投資元本を下回ります。

2-B) 期中評価日に早期償還条件水準以上にならず、計算日為替が当初為替以上の場合



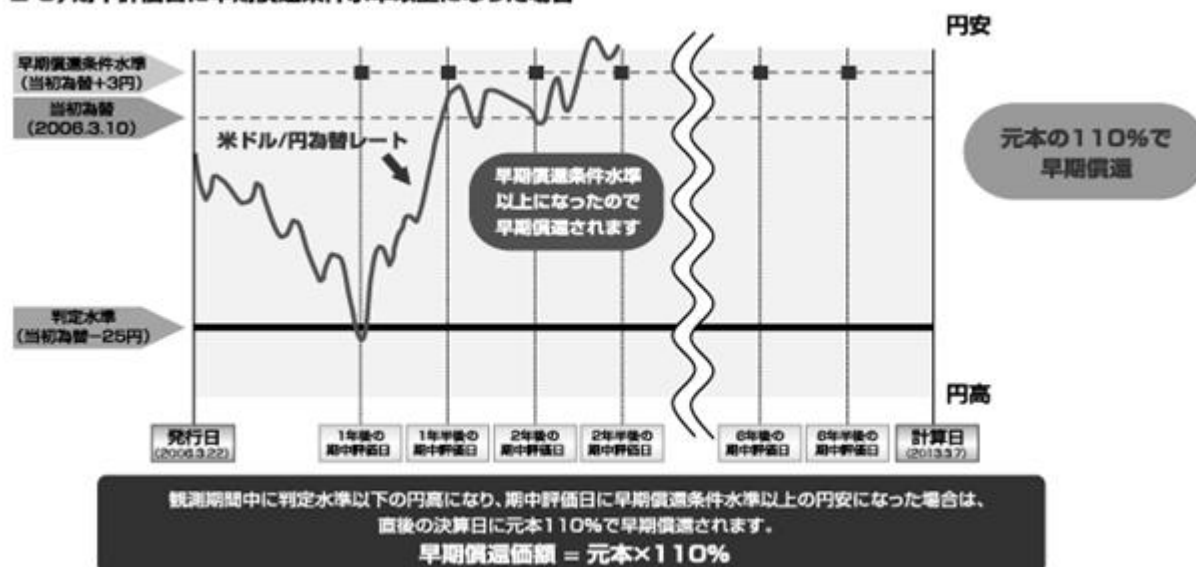
期中評価日に早期償還条件水準以上の円安にならなかったため、早期償還条項は適用されません。

観測期間中に一度でも判定水準以下の円高になったので、満期償還時には、米ドル/円為替レートに連動した額が支払われます。

$$\text{償還価額} = \text{元本} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替}}{\text{当初為替}}$$

※ 計算日為替が当初為替以上だった（当初為替より円安だった）ので、償還額は投資元本以上になります。

2-C) 期中評価日に早期償還条件水準以上になった場合



上記グラフは、あくまでも商品特性をわかりやすくするためにイメージ図化したものであり、実際の米ドル/円為替レートの動きを表したものではありません。

米ドル/円為替レートに連動した場合の満期償還価額の計算について（イメージ）

$$1\text{万口あたりの満期償還価額 (小数点第3位を四捨五入)} = \text{元本} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替 (小数点第2位まで)}}{\text{当初為替 (小数点第2位まで)}}$$

例えば、当初為替を1米ドル114.00円、計算日為替を1米ドル103.50円と仮定した場合1万口あたりの償還価額は

$$\text{元本 (1万口=1万円)} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替 (103.50円)}}{\text{当初為替 (114.00円)}} = 9078.947 \leftarrow \text{小数点第3位を四捨五入}$$

$$1\text{万口あたりの償還価額} = 9078.95$$

最低申込単位の50万口あたりの償還金は

$$50\text{万口} \times \frac{9078.95 \text{ (1万口あたりの償還価額)}}{10,000} = 453,947.5\text{円}$$

(円未満四捨五入のため) 453,948円となります。

注) 上記の計算例は、わかりやすくご理解いただくためのイメージであり、実際の償還価額は中途解約等による影響を受けることがあります。

観測期間	SGA債の発行日 (2006年3月22日) から計算日 (2013年3月7日) まで
当初為替	設定日 (2006年3月10日) の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート (ロイターページJPNUミッドレート参照)
計算日為替	計算日 (2013年3月7日) の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート (ロイターページJPNUミッドレート参照)
判定水準	当初為替-25円
参照為替レート	ワールド・ワイド・マーケットにおける米ドル/円為替レート (為替取引は世界の主要市場において24時間行われており、SGA債の計算代理人であるソシエテ ジェネラルによって確認されます。)
早期償還条件水準	当初為替+3円
期中評価日	初回期中評価日は設定日から約1年後、以降6ヵ月ごとになります。 2006年1月27日現在では、以下の予定となっております。 なお、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。

2007年2月26日	2007年8月24日
2008年2月27日	2008年8月27日
2009年2月26日	2009年8月26日
2010年2月26日	2010年8月25日
2011年2月25日	2011年8月24日
2012年2月27日	2012年8月24日

投資態度

- (イ) SGA債を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。また、原則としてSGA債の銘柄入れ替えは行わず、ファンドは当該SGA債が償還されるまで保有します。
- (ロ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

- ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (a) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (b) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (c) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (d) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (e) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (f) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (h) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (i) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

主として「S G A 債」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (c) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(a)、(b)の有価証券の性質を有するもの
- (d) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することの指図ができます。

その他

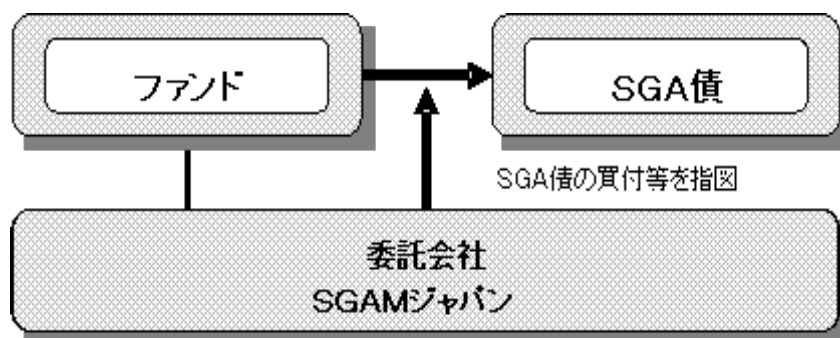
委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資産の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(3) 【運用体制】

ファンドの委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「SGA債」を主要投資対象とし、組入比率を高位に保つことを指図します。



上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として3月20日と9月20日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額の範囲

元本超過額、または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

(b) 分配方針

一口当たりの分配金額は、委託会社が、信託契約締結日（平成18年9月29日）に定める目標分配額を目指しつつ、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(c) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額控除後、収益分配前の信託財産の純資産額に応じて、次に掲げる額とします。

- (a) 当該純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
- (b) 当該純資産総額が当該元本額に満たない場合には、配当等収益から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

(5)【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

- (イ) S G A債以外の有価証券への投資は、前述の「(2)投資対象 投資対象とする有価証券」の範囲で行います。
- (ロ) 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- (ハ) 同一銘柄の債券へ信託財産の純資産総額の50%を超えて投資することができます。
- (ニ) 公社債の空売りの指図はしません。
- (ホ) 公社債の借入れの指図はしません。
- (ヘ) 資金の借入れについては、一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内もしくは一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内に限るものとします。また、借入期間は有価証券等の売却代金の入金日までとし、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (チ) 取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり償還時および途中解約時の元本が保証されているものではありません。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

また、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらはファンドのリスクを全て記載したものではなく、当該記載以外にもリスクは存在します。

為替変動リスク

ファンドが主要投資対象とするS G A債は、米ドル/円為替レートの変動により価額が変動します。受益者の皆様が受け取る償還金額は、米ドル/円為替レートの変動によって変動する他、中途換金時の解約代金も米ドル/円為替レートの変動の影響を受け損失を被ることがあります。

金利変動リスク

ファンドが主要投資対象とするS G A債は、金利の変動によって債券価格が変動します。したがって、ファンドの基準価額は金利変動による影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

ファンドはS G A債に投資することから、S G A債の発行会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌブイの倒産リスクの影響を受けますが、ソシエテ ジェネラルがS G A債の債務履行を保証しているため、ファンドはソシエテ ジェネラルの信用リスクの影響も受けません。ソシエテ ジェネラルの経営不振もしくは債務不履行が生じた場合には、当該債券が大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

銘柄集中リスク

ファンドは、原則としてS G A債を主要投資対象とし、原則として組み入れたS G A債は償還されるまで保有することから、複数銘柄に分散された投資信託に比べ、S G A債の価格がファンドの基準価額におよぼす影響が強くなります。

流動性リスク

ファンドは、期間約7年のS G A債に投資し、当該債券が償還されるまで保有することを原則としますが、当該債券を一部売却するには特定の証券会社が買い取る形式を取ることによって流動性の確保を図っております。よって特定の証券会社が債務不履行等の事由により当該債券の買取りを行えなくなった場合等には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

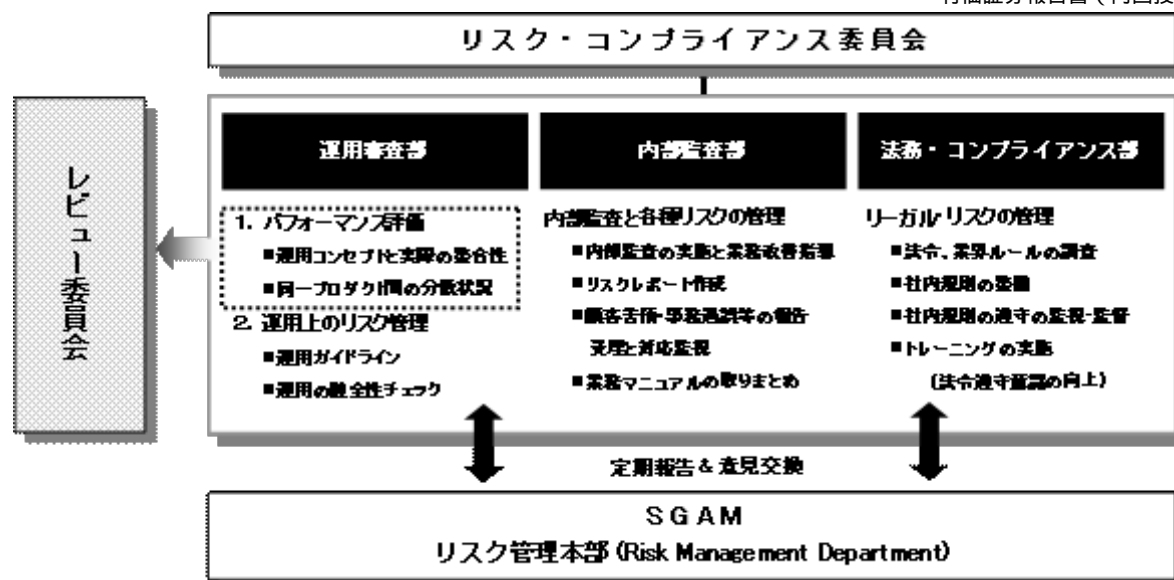
投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、1口1円に取得申込口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は、3.15%（税抜き3.00%）となっております。販売会社が別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の残存元本総額に対し年率0.5775%（税抜き0.55%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.2100%	0.3255%	0.0420%
(税抜き0.20%)	(税抜き0.31%)	(税抜き0.04%)

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、

印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用、等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5)【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

平成21年10月30日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	オランダ	2,173,391,500	99.92
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,684,540	0.08
合計（純資産総額）		2,175,076,040	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年10月30日現在

国／地域	銘柄	種類	額面 (円)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	時価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
オランダ	SOCIET E GENERA LE ACCEPT ANCE NV	社債券	3,065,000,000	100.00	3,065,000,000	70.91	2,173,931,500	0	2013年3月 14日	99.92
有価証券合計			-	-	3,065,000,000	-	2,173,931,500	-	-	99.92

（注1）組入時価比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

（注2）単価は額面当たりを表示しています。

（注3）社債券の評価については利含みで提供されております。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末日 (平成18年9月20日)	3,500 (3,598)	9,463 (9,728)
第2期計算期間末日 (平成19年3月20日)	3,300 (3,398)	8,921 (9,186)
第3期計算期間末日 (平成19年9月20日)	3,174 (3,207)	8,691 (8,781)
第4期計算期間末日 (平成20年3月21日)	2,795 (2,827)	7,731 (7,821)
第5期計算期間末日 (平成20年9月22日)	2,942 (2,960)	8,181 (8,231)
第6期計算期間末日 (平成21年3月23日)	2,544 (2,561)	7,446 (7,496)
第7期計算期間末日 (平成21年9月24日)	2,210 (2,217)	7,034 (7,059)
平成20年 10月末	2,579	7,219
11月末	2,615	7,372
12月末	2,549	7,218
平成21年 1月末	2,473	7,021
2月末	2,501	7,318
3月末	2,550	7,628
4月末	2,508	7,512
5月末	2,422	7,320
6月末	2,341	7,320
7月末	2,304	7,268
8月末	2,277	7,250
9月末	2,178	7,012
10月末	2,175	7,096

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(税引前)(円)
第1期計算期間(平成18年3月10日～平成18年9月20日)	265
第2期計算期間(平成18年9月21日～平成19年3月20日)	265
第3期計算期間(平成19年3月21日～平成19年9月20日)	90
第4期計算期間(平成19年9月21日～平成20年3月21日)	90
第5期計算期間(平成20年3月22日～平成20年9月22日)	50
第6期計算期間(平成20年9月23日～平成21年3月23日)	50

第7期計算期間(平成21年3月24日～平成21年9月24日)	25
--------------------------------	----

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期計算期間(平成18年3月10日～平成18年9月20日)	2.72
第2期計算期間(平成18年9月21日～平成19年3月20日)	2.93
第3期計算期間(平成19年3月21日～平成19年9月20日)	1.57
第4期計算期間(平成19年9月21日～平成20年3月21日)	10.01
第5期計算期間(平成20年3月22日～平成20年9月22日)	6.47
第6期計算期間(平成20年9月23日～平成21年3月23日)	8.37
第7期計算期間(平成21年3月24日～平成21年9月24日)	5.20

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額（当初1万口当たり10,000円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2006年3月10日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の毎営業日においてファンドの取得申込みを受け付けます。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。
- (2) ファンドの価額は、1口1円とします。
- (3) ファンドの申込単位は、50万口以上10万口単位です。
- (4) 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとします。
- (5) 申込期間は2006年2月13日から2006年3月8日までとし、その後の取得申込みを受け付けないものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1万口単位をもって一部解約（換金）を申し込むことができます。

一部解約の申込みの受付は、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時）までに販売会社に対し一部解約の申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。解約申込受付日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時）を過ぎた場合、当日の一部解約の申込みは受け付けできません。

- (2) 2007年3月9日まではクローズド期間となりますので、この間の一部解約は原則としてできません。最初の解約申込受付日は2007年3月12日となります。2007年3月12日以後は原則として毎月10日のみの受付となります。ただし、日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日となります。なお、最終解約申込受付日は2013年2月12日となります。

ただし、次の事由による場合は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）はクローズド期間中であっても原則として毎月10日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）に委託会社に特別解約^{*}の請求をすることができます。

- A 受益者が死亡したとき
- B 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- C 受益者が破産宣告を受けたとき
- D 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- E その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

なお、原則として特別解約は一部解約の手順に準じて行うものとし、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を記する所定の書類の提出を求めることができます。

^{*} 信託約款に定められた特別な理由により、クローズド期間内であっても一部解約の実行の請求を行う場合をいいます。

- (3) 一部解約の価額は、解約申込日の属する月の20日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日となります。）の基準価額とします。手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（解約価額が元本を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。

ます。また、基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額の詳細につきましては、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」をご参照ください。

- (4) 換金（解約）手数料はありません。
- (5) 受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (6) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (7) 一部解約金は、解約申込日の属する月の20日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日となります。）から起算して、原則として、5営業日目までに受益者に支払いを開始します。
- (8) 委託会社は、S G A 債の時価評価ができない場合、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の月の10日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日となります。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(3)に準じて算出した基準価額での解約とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

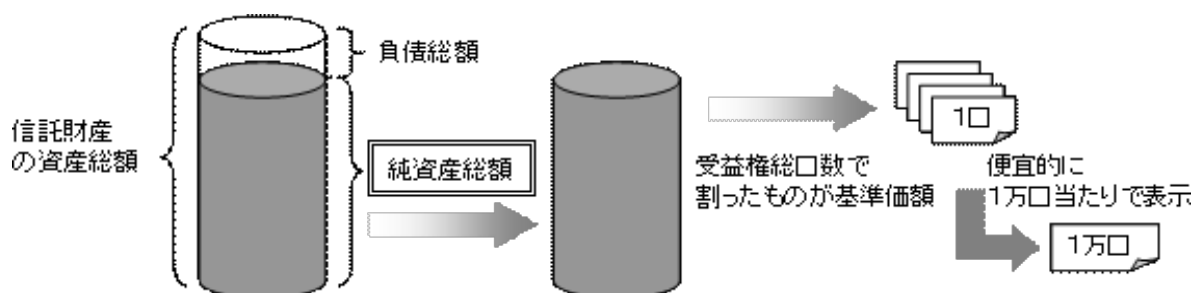
第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社（下記、お問い合わせ先）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgan.co.jp

(2)【保管】

該当事項はございません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2006年3月10日から2013年3月22日までです。ただし、信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年3月21日から9月20日および9月21日から翌年3月20日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】**償還金**

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。償還金の価額は、S G A 債の償還価格の条件を参照して計算される信託終了日の基準価額とします。

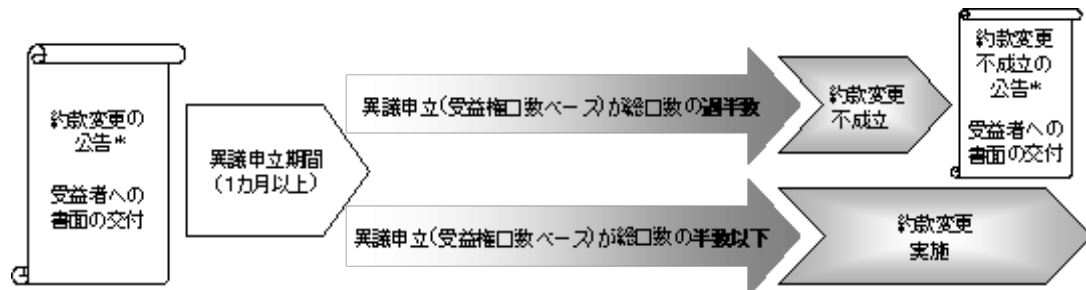
信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものと、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対

して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 前記(ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社または販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出を受けた受益者の住所に販売会社より送付します。

信託の終了（信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった時

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

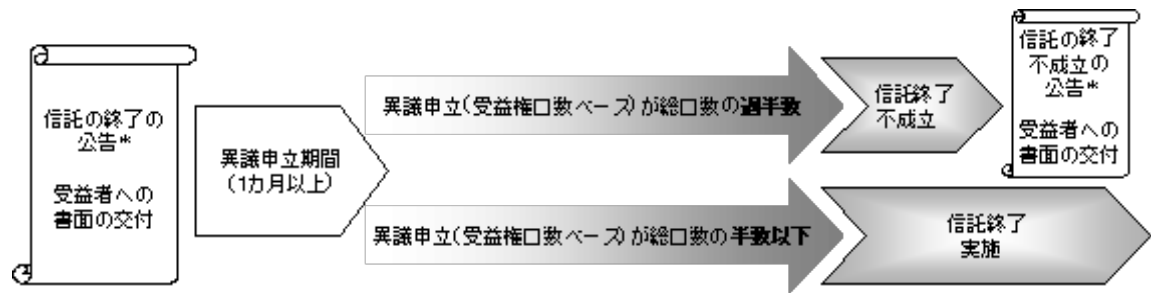
そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1

を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託の終了の手續 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

（ハ）委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）委託会社は、S G A債が早期償還された場合、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合の手續きについては、投資信託及び投資法人に関する法律を適用するものとします。

（ホ）前記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

（イ）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ロ）ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書が計算期間の終了後3ヵ月以内に提出されます。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://www.info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

（ハ）受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、保有する受益権口数に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載

または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および前記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 償還金」の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第6期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）及び第7期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第6期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）及び第7期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【S G 為替参照ファンド2006 - 03】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 6 期 (平成21年 3 月23日現在)	第 7 期 (平成21年 9 月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,693,564	20,426,060
社債券	2,541,594,750	2,206,940,800
未収利息	40	27
その他未収収益	502,442	-
流動資産合計	2,571,790,796	2,227,366,887
資産合計	2,571,790,796	2,227,366,887
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,087,500	7,855,000
未払受託者報酬	739,795	691,658
未払委託者報酬	9,432,367	8,818,870
流動負債合計	27,259,662	17,365,528
負債合計	27,259,662	17,365,528
純資産の部		
元本等		
元本	3,417,500,000	3,142,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	872,968,866	931,998,641
元本等合計	2,544,531,134	2,210,001,359
純資産合計	2,544,531,134	2,210,001,359
負債純資産合計	2,571,790,796	2,227,366,887

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期 自 平成20年 9 月23日 至 平成21年 3 月23日	第 7 期 自 平成21年 3 月24日 至 平成21年 9 月24日
営業収益		
受取利息	27,342,807	17,644,398
有価証券売買等損益	266,933,150	132,558,900
その他収益	502,442	483,805
営業収益合計	239,087,901	114,430,697
営業費用		
受託者報酬	739,795	691,658
委託者報酬	9,432,367	8,818,870
営業費用合計	10,172,162	9,510,528
営業損失（ ）	249,260,063	123,941,225
経常損失（ ）	249,260,063	123,941,225
当期純損失（ ）	249,260,063	123,941,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	654,289,453	872,968,866
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,668,150	72,766,450
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,668,150	72,766,450
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	17,087,500	7,855,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	872,968,866	931,998,641

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第6期 自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日	第7期 自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日
1.運用資産の評価基準 及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報 会社の提供する価額等で評価して おります。	社債券 同左
2.費用・収益の計上基 準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの計算期間は前期末及 び当期末が休日のため、平成20年9月 23日から平成21年3月23日までと なっております。	当ファンドの計算期間は前期末及 び当期末が休日のため、平成21年3月 24日から平成21年9月24日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 (平成21年3月23日現在)	第7期 (平成21年9月24日現在)
1.計算期間の末日における受益権の総数 3,417,500,000口	1.計算期間の末日における受益権の総数 3,142,000,000口
2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 872,968,866円	2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 931,998,641円
3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産 の額 1口当たり純資産額 0.7446円 (10,000口当たり純資産額 7,446円)	3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産 の額 1口当たり純資産額 0.7034円 (10,000口当たり純資産額 7,034円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日	第7期 自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 17,103,794円（1万口 当たり50円）のうち、17,087,500円（1万口当たり50 円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 8,330,235円（1万口 当たり26円）のうち、7,855,000円（1万口当たり25 円）を分配金額としております。

項 目			項 目		
当ファンドの配当等 収益額	A	27,845,249円	当ファンドの配当等 収益額	A	18,128,203円
親ファンドの配当等 収益額	B	- 円	親ファンドの配当等 収益額	B	- 円
配当等収益合計額	C = A + B	27,845,249円	配当等収益合計額	C = A + B	18,128,203円
経費	D	10,172,162円	経費	D	9,510,528円
差引配当等収益額	E = C - D	17,673,087円	差引配当等収益額	E = C - D	8,617,675円
当ファンドの当期末 残存受益権口数	F	3,417,500,000口	当ファンドの当期末 残存受益権口数	F	3,142,000,000口
当ファンドの期中平 均残存受益権口数	G	3,531,250,000口	当ファンドの期中平 均残存受益権口数	G	3,250,416,666口
分配可能額	$H = E \times F / G$	17,103,794円	分配可能額	$H = E \times F / G$	8,330,235円
1万口当たり分配可 能額	$I = H / F \times 10,000$	50円	1万口当たり分配可 能額	$I = H / F \times 10,000$	26円
1万口当たり分配金 額	J	50円	1万口当たり分配金 額	J	25円
収益分配金金額	$K = F \times J / 10,000$	17,087,500円	収益分配金金額	$K = F \times J / 10,000$	7,855,000円

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額（円）	科目	期末残高（円）
委託会社 の親会社 の子会社	ソシエテ ジェネラル証 券会社 東京 支店	エスジーエー ・ソシエテ ジェネラル アクセプタ ンス債の売付、 買付の取り扱 い等	エスジーエー ・ソシエテ ジェネラル ア クセプタンス 債の売付額	132,019,600	-	-
委託会社 の親会社 の子会社	エスジーエー ・ソシエテ ジェネラル アクセプタ ンス・エヌビイ	エスジーエー ・ソシエテ ジェネラル アクセプタ ンス債の発行体	ユーロ円建利 付社債	-	社債券	2,541,594,750

第7期（自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額（円）	科目	期末残高（円）
----	------------	------	-------	---------	----	---------

委託会社の親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店	エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債の売付、 買付の取り扱い等	エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス 債の売付額	202,130,050	-	-
委託会社の親会社の子会社	エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ	エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債の発行体	ユーロ円建利付社債	-	社債券	2,206,940,800

（注）エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債の買付・売付価格は、公正価格により決定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

第6期（自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日）

該当事項はありません。

第7期（自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第6期 自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日		第7期 自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日	
設定年月日	平成18年3月10日	設定年月日	平成18年3月10日
設定元本額	3,699,400,000円	設定元本額	3,699,400,000円
期首元本額	3,597,000,000円	期首元本額	3,417,500,000円
元本残存率	92.4%	元本残存率	84.9%

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第6期 自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日		第7期 自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
社債券	2,541,594,750	219,452,750	2,206,940,800	59,153,950
合 計	2,541,594,750	219,452,750	2,206,940,800	59,153,950

3. デリバティブ取引関係

第6期（自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日）

該当事項はありません。

第7期（自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年9月24日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社 債 券	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV	3,142,000,000	2,206,940,800	
小 計	銘柄数：1		2,206,940,800	
	組入時価比率：99.9%		100%	
合 計			2,206,940,800	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

S G 為替参照ファンド2006-03 現況

【純資産額計算書】

（平成21年10月末日）

	円
資産総額	2,176,839,899
負債総額	1,763,859
純資産総額（ - ）	2,175,076,040
発行済数量（口）	3,065,000,000
1口当たり純資産額（ / ）	0.7096
（1万口当たりの純資産額）	(7,096)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成18年3月10日～平成18年9月20日）	3,699,400,000	0
第2期計算期間（平成18年9月21日～平成19年3月20日）	0	0
第3期計算期間（平成19年3月21日～平成19年9月20日）	0	46,500,000
第4期計算期間（平成19年9月21日～平成20年3月21日）	0	37,000,000
第5期計算期間（平成20年3月22日～平成20年9月22日）	0	18,900,000
第6期計算期間（平成20年9月23日～平成21年3月23日）	0	179,500,000
第7期計算期間（平成21年3月24日～平成21年9月24日）	0	275,500,000

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

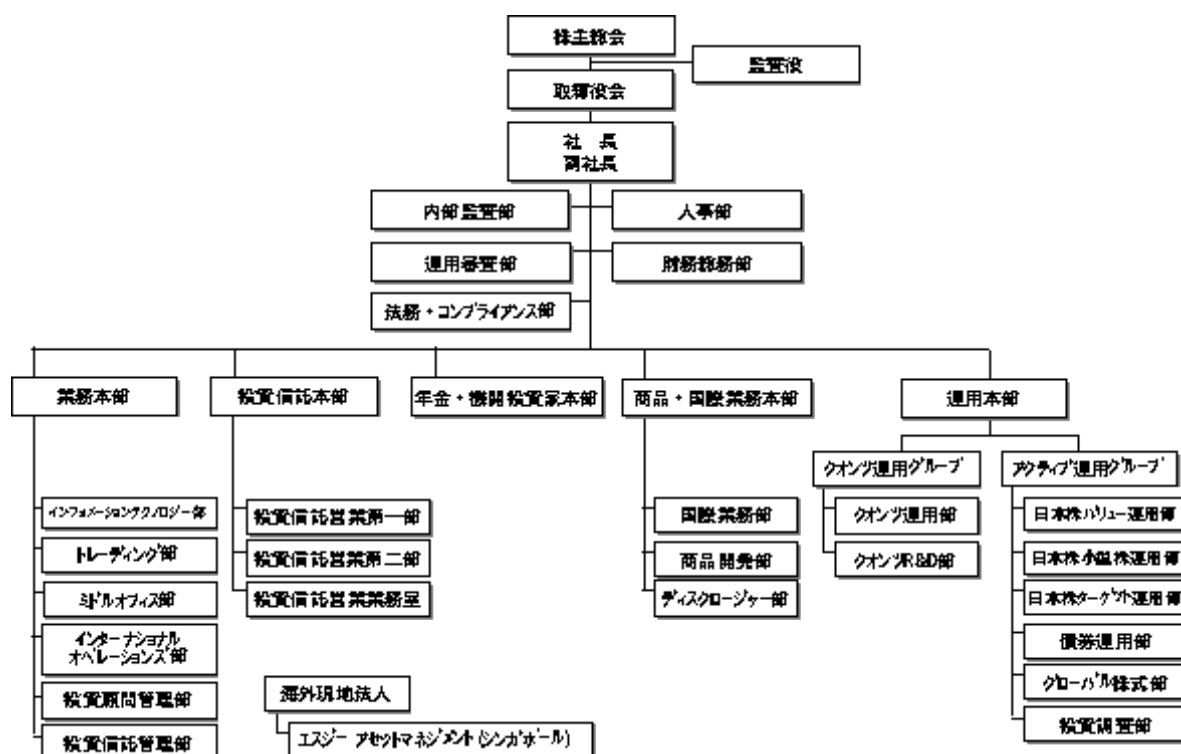
発行株式総数 : 9,000,000株

発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

委託会社の意思決定機構



当社の業務執行における最高機関である取締役会は10名以内の取締役で構成されています。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

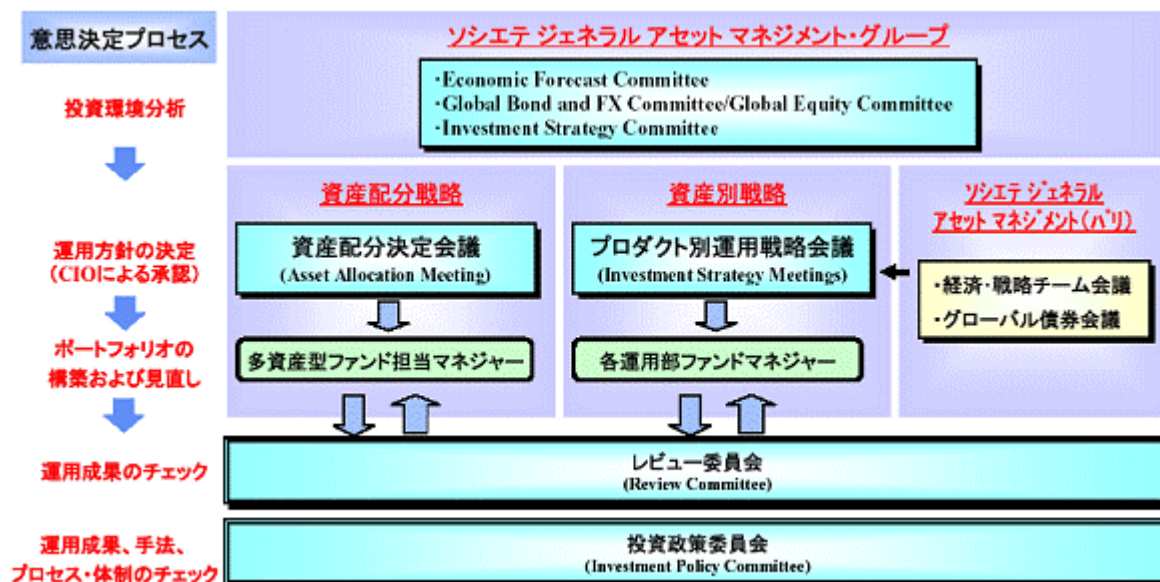
取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選任します。また、取締役中より会長、副会長および社長各1名、副社長3名以内、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会は年に4回以上開催するものとします。取締役会の招集通知は7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではありません。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで開催される「Economic Forecast Committee」で決定したマクロ見通しをベースに「Global Bond and FX Committee」「Global Equity Committee」を経て「Investment Strategy Committee」でグループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、多資産型ファンド担当マネジャーは、各運用部のファンド・マネジャーにアロケーションの指示、また各運用部のファンド・マネジャーは、ポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

営業の概況

委託会社の運用する投資信託（公募）は平成21年9月末日現在、35本であり、その純資産総額の合計は2,550億円です。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	4	4,296

単位型公社債投資信託	3	4,572
追加型株式投資信託 (うちファンド・オブ・ファンズ)	27 (5)	223,897 (73,861)
追加型公社債投資信託	1	22,244
合 計	35	255,009

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第27期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。また、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

- (2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について監査法人トーマツの監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円		千円	千円	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金・預金		3,202,614			3,156,430	
2 有価証券		-			304,050	
3 前払費用		52,515			73,159	
4 未収還付法人税等		-			220,066	
5 未収入金		16,762			21,409	
6 未収委託者報酬 *1		458,802			361,039	
7 未収運用受託報酬 *1		724,358			520,720	
8 未収投資助言報酬 *1		114,984			32,635	
9 繰延税金資産		133,000			48,000	
10 立替金		55,448			18,097	
11 その他 *1		5,415			5,088	
12 貸倒引当金		-			4	
流動資産計		4,763,898	63.7		4,760,688	69.2
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物 *2	106,464			97,726		
(2) 器具備品 *2	89,509			132,384		
有形固定資産計		195,973	2.6		230,109	3.3
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア	8,991			13,317		
(2) 電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		11,210	0.1		15,536	0.2
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	1,232,884			618,262		
(2) 関係会社株式	168,117			168,117		
(3) 関係会社長期貸付金 *1	850,000			850,000		
(4) 長期末収入金	-			9,000		
(5) 長期差入保証金	242,313			230,137		
(6) ゴルフ会員権	17,890			5,440		
(7) 繰延税金資産	3,000			1,000		
(8) 貸倒引当金	10,040			12,640		
投資その他の資産計		2,504,163	33.5		1,869,316	27.2
固定資産計		2,711,347	36.3		2,114,962	30.8
資産合計		7,475,245	100.0		6,875,650	100.0

期 別 科 目	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
1 リース債務		-		11,731		
2 預り金 *1		218,812		180,159		
3 未払金						
(1)未払償還金	23,310			14,564		
(2)未払手数料 *1	286,778			219,436		
(3)その他未払金 *1	11,302	321,389		23,057	257,057	
4 未払費用 *1		397,015			161,982	
5 未払法人税等		380,285			-	
6 未払消費税等		22,291			9,336	
7 前受収益		110			167	
8 賞与引当金		111,000			87,177	
9 役員賞与引当金		17,700			15,578	
10 逸失利益補償損失引当金		50,000			-	
11 その他		7,756			7,387	
流動負債計		1,526,357	20.4		730,574	10.6
固定負債						
1 リース債務		-		9,733		
2 賞与引当金		6,718		3,293		
3 役員賞与引当金		6,970		3,417		
4 役員退職慰労引当金		21,760			-	
固定負債計		35,449	0.5		16,444	0.2
負債合計		1,561,806	20.9		747,018	10.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		1,200,000	16.1	1,200,000		17.5
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	14.4		1,076,268	15.7
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	1,925,091			2,143,031		
利益剰余金計		3,635,184	48.6		3,853,124	56.0
株主資本計		5,911,452	79.1		6,129,392	89.1
評価・換算差額等						

1	その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等計 純資産合計 負債・純資産合計	1,987	0.0		761	0.0
		1,987	0.0		761	0.0
		5,913,439	79.1		6,128,631	89.1
		7,475,245	100.0		6,875,650	100.0

(2)【損益計算書】

科 目	第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円		千円	千円	
営業収益						
1 委託者報酬	2,805,185			2,690,051		
2 運用受託報酬	2,892,999			2,180,523		
3 投資助言報酬	346,425	6,044,609	100.0	235,867	5,106,441	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,414,304			1,343,455		
2 広告宣伝費	121,768			37,759		
3 公告費	1,731			5,544		
4 受益証券発行費	180			-		
5 調査費						
(1) 調査費	426,925			376,693		
(2) 委託調査費	248,367			174,969		
6 営業雑経費						
(1) 通信費	13,100			10,684		
(2) 印刷費	209,732			104,833		
(3) 協会費	724	2,436,832	40.3	8,675	2,062,613	40.4
一般管理費						
1 給料						
(1) 役員報酬	144,261			131,505		
(2) 給料・手当	1,564,340			1,598,540		
(3) 賞与	215,348			210,561		
(4) 役員賞与	29,720			1,100		
2 交際費	10,355			5,715		
3 旅費交通費	122,882			56,113		
4 租税公課	33,103			27,672		
5 不動産賃借料	223,834			219,017		
6 賞与引当金繰入	119,000			82,633		
7 役員賞与引当金繰入	26,000			12,161		
8 退職給付費用	49,801			45,921		
9 固定資産減価償却費	31,769			37,872		
10 福利厚生費	253,778			236,020		
11 諸経費	168,475	2,992,666	49.5	160,828	2,825,660	55.3
営業利益		615,111	10.2		218,168	4.3

営業外収益						
1 受取配当金 *1	577,543			30		
2 有価証券利息	9,508			19,324		
3 受取利息 *1	11,908			14,801		
4 ゴルフ会員権売却益	-			107		
5 投資有価証券売却益	536			-		
6 投資信託監査報酬差益	24,608			28,560		
7 雑収入	1,863	625,966	10.4	2,378	65,199	1.3
営業外費用						
1 支払利息	-			53		
2 為替差損	28,478			36,422		
3 有価証券売却損	-			4,839		
4 ゴルフ会員権売却損	-			271		
5 雑損失	287	28,766	0.5	52	41,637	0.8
経常利益		1,212,311	20.1		241,731	4.7
特別利益						
1 集団訴訟和解金 *2	-			4,592		
2 逸失利益補償損失引当金戻入益	-			17,932		
3 過年度償却債権取立益	-			5,169		
4 業務補助補償	61,996			-		
5 過年度計上未払費用訂正	12,321			-		
6 残余財産分配益	1,180			-		
7 分配金償還金時効益	47,915	123,412	2.0	7,729	35,422	0.7
特別損失						
1 器具備品除却損	337			26		
2 逸失利益補償損失引当金繰入	50,000	50,337	0.8	-	26	0.0
税引前当期純利益		1,285,386	21.3		277,127	5.4
法人税、住民税及び事業税	538,091			20,953		
法人税、住民税及び事業税還付税額	12,036			52,965		
法人税、住民税及び事業税追徴税額	26,700			2,314		
法人税等調整額	15,816	536,940	8.9	88,885	59,187	1.2
当期純利益		748,446	12.4		217,940	4.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,000,000
	当期変動額 別途積立金の積立	600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,776,645
	当期変動額 別途積立金の積立	600,000
	当期純利益	748,446
	当期末残高	1,925,091
利益剰余金合計	前期末残高	2,886,738
	当期変動額	748,446
	当期末残高	3,635,184
株主資本合計	前期末残高	5,163,006
	当期変動額	748,446
	当期末残高	5,911,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	797
	当期変動額（純額）	1,189
	当期末残高	1,987
純資産合計	前期末残高	5,163,803
	当期変動額	749,635
	当期末残高	5,913,439

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000

資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	2,747
	当期末残高	761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

重要な会計方針

	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左								
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>15年～24年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>2年～20年</td></tr></table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。 また、資産運用契約等については効果が及ぶと見込まれる期間（5年）で償却しております。	建物	15年～24年	器具備品	2年～20年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>15年～24年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4年～20年</td></tr></table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	建物	15年～24年	器具備品	4年～20年
建物	15年～24年									
器具備品	2年～20年									
建物	15年～24年									
器具備品	4年～20年									

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職に伴う慰労金の支給に備えるため、当期末において社内の規定に基づく支給見込額を計上しております。 (5) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 _____ _____
--------------------	--	--

4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	——
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
_____	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(貸借対照表) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は798,011千円、「未収投資助言報酬」は、85,449千円であります。 (損益計算書) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示されていた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は3,313,764千円、「投資助言報酬」は、245,200千円であります。	_____

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)																																						
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>39,094千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>31,655千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>75,675千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>10,312千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,440千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>20,346千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,172千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>50,311千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	39,094千円	未収運用受託報酬	31,655千円	未収投資助言報酬	75,675千円	立替金	10,312千円	その他	4,440千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	20,346千円	その他未払金	5,172千円	未払費用	50,311千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円
未収委託者報酬	39,094千円																																						
未収運用受託報酬	31,655千円																																						
未収投資助言報酬	75,675千円																																						
立替金	10,312千円																																						
その他	4,440千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	20,346千円																																						
その他未払金	5,172千円																																						
未払費用	50,311千円																																						
未収委託者報酬	45,346千円																																						
未収運用受託報酬	33,616千円																																						
未収投資助言報酬	11,812千円																																						
その他	3,636千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	7,579千円																																						
その他未払金	5,254千円																																						
未払費用	11,248千円																																						
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>57,897千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>37,490千円</td></tr> </table>	建物	57,897千円	器具備品	37,490千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円																														
建物	57,897千円																																						
器具備品	37,490千円																																						
建物	66,636千円																																						
器具備品	57,790千円																																						
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。																																						

（損益計算書関係）

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりです。 <table> <tr><td>受取配当金</td><td>577,514千円</td></tr> </table>	受取配当金	577,514千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円
受取配当金	577,514千円				
受取利息	14,758千円				

*2.特別利益に含まれる業務補助補償 業務補助補償は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントが日本における業務の推進を図るために当社が提供した役務に対する対価のうち、前事業年度以前に発生したもののについてソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントから支払われたものであります。なお、当事業年度に発生したもののについては、発生した費用と相殺しております。	*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのＳＧＹ外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。
---	---

（株主資本等変動計算書関係）

第27期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第28期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

（リース取引関係）

第27期 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日)	第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)																												
(単位 : 千円) リース物件の所有権が借主に移転すると認められる ものの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相 当 額</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額</td><td>期末残高 相 当 額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>29,911</td><td>20,854</td><td>9,057</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>1,565</td><td>1,252</td><td>313</td></tr><tr><td>合計</td><td>31,476</td><td>22,106</td><td>9,370</td></tr></table> (2)未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年以内</td><td>5,784</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>3,763</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,547</td></tr></table> (3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>10,247</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>9,843</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>222</td></tr></table> (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。 (5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。		取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額	器具備品	29,911	20,854	9,057	ソフトウェア	1,565	1,252	313	合計	31,476	22,106	9,370	1年以内	5,784	1 年 超	3,763	合計	9,547	支払リース料	10,247	減価償却費相当額	9,843	支払利息相当額	222	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。
	取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額																										
器具備品	29,911	20,854	9,057																										
ソフトウェア	1,565	1,252	313																										
合計	31,476	22,106	9,370																										
1年以内	5,784																												
1 年 超	3,763																												
合計	9,547																												
支払リース料	10,247																												
減価償却費相当額	9,843																												
支払利息相当額	222																												

（有価証券関係）

第27期

（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,222,404	1,226,700	4,296
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,222,404	1,226,700	4,296
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,100	6,154	946
	小計	7,100	6,154	946
合計		1,229,504	1,232,854	3,350

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	503,978	536	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				

（１）国債・地方債等	303,900	922,800	-	-
（２）社債	-	-	-	-
（３）その他	-	-	-	-
２．その他	-	-	-	-
合計	303,900	922,800	-	-

第28期

（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券	611,835	614,400	2,565
	（３）その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券	305,730	304,050	1,680
	（３）その他	6,000	3,832	2,168
	小計	311,730	307,882	3,848
合計		923,565	922,282	1,283

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
国 債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

３．時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （千円）
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

(デリバティブ取引関係)

第27期

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第28期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	307百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接 100%	兼任 1人	事業の統 括 及び管理	運用受託報酬 *1	129,707	未収運用 受託報酬	31,610
								投資助言報酬 *1	173,760	未収投資 助言報酬	73,403
親会社	SGAM ノースパシフィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	兼任 2人	持株会社	貸付金の返済	200,000	-	-
								資金の貸付 *2	850,000	長期貸付 金	850,000
								利息の受取 *2	11,579	未収利息	3,788

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．兄弟会社

属 性	会社等の名称	住 所	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメン ト オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	なし	運用再委託 *1	14,913	未払手数 料	32,210
								運用再委託 *1	49,245	未払投資 顧問料	146,307
								経費の立替 *2	209,592	立替金	34,131
								業務補助補償 *3	61,996	-	-
親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	438,229	未収運用 受託報酬	15,685

親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラ ル アセット マネジ メント ルクセンブ ルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	146,494	未収運用 受託報酬	11,094
-------------	--	-----------------------------	---------------	------------	----	----	-------	-----------	---------	--------------	--------

（注）

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該兄弟会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
 - *3 業務補助補償は、契約に基づいて当社が提供した役務対価であり、前事業年度以前に発生したものについて同社から支払を受けたものであります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

１．関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません

（１）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接 100%	事業の統括 及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAM ノースパシフィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

１．ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。

*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

（２）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメント オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユー ロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数 料 *1	14,415	未払手数 料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問 料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-

同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	5,000 千ユー ロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

（注）

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	70,287	53,885
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,085	5,145
未払事業税等否認額	43,371	11,623
ゴルフ会員権評価損否認額	21,773	7,430
その他有価証券評価差額金	-	522
役員退職慰労引当金繰入否認額	8,854	-
逸失利益補償損失引当金繰入否認額	20,345	-
過年度債権償却否認額	3,036	-
繰延税金資産小計	188,959	95,812
評価性引当額	51,596	29,556
繰延税金資産合計	137,363	66,257
繰延税金負債		
事業税還付未収金	-	17,257
その他有価証券評価差額金	1,363	-
繰延税金資産の純額	136,000	49,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率		40.69%
（調 整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		8.02%
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております		0.83%
住民税均等割		7.95%
評価性引当額		19.11%
過年度法人税等還付額		0.84%
過年度法人税等追徴額		1.41%
税額控除額		0.55%
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.36%

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用の額

（単位：千円）

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
退職給付費用*1	567	1,333
その他 *2	49,234	44,588
合計	49,801	45,921

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第27期 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日)		第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)	
1株当たり純資産額	2,463.93円	1株当たり純資産額	2,553.60円
1株当たり当期純利益金額	311.85円	1株当たり当期純利益金額	90.81円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
当期純利益	748,446千円	当期純利益	217,940千円
普通株式に係る当期純利益	748,446千円	普通株式に係る当期純利益	217,940千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

第27期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。

第28期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済み株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期によるものとします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また取締役が、他の会社の取締役、会計参与、監査役または執行役に就任した場合または退任した場合には、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが必要です。

(2) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本の額 (平成21年9月末日現在)	事 業 の 内 容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。登録証券業務のサービスも提供しています。

(2) 販売会社

名 称	資本の額 (平成21年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<<参考情報>>

再信託受託会社の概要（平成21年9月末日現在）

名 称	:	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資 本 金	:	10,000百万円
資本構成	:	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%
業務の内容	:	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的	：	原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。
--------	---	--

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年6月10日 有価証券報告書提出

独立監査人の監査報告書

平成21年11月17日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	岩部俊夫 印
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	亀井純子 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG 為替参照ファンド2006-03の平成21年3月24日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG 為替参照ファンド2006-03の平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 1 6 日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会

御中

監査法人 ト ー マ ツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 2 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月22日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	高尾幸治 印
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	亀井純子 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG 為替参照ファンド2006-03の平成20年9月23日から平成21年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG 為替参照ファンド2006-03の平成21年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	後 藤 順 子	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。